



ほっとライン



名張市子ども相談室発行

こんにちは、名張市子ども相談室です

もうすぐ冬休みですね。みなさんは、今年1年どのような年でしたか？

1年間でうれしい事や楽しい事があった人、または悲しいことや辛いことがあった人もいたと思います。それぞれが、「良い経験をしたな」と最後に自分が納得できる1年であればいいですね。何事にも失敗を恐れずに、自分らしく過ごしていきたいですね。

前は「子どもの権利」の『生きる権利』を紹介しました。今回は、『育まれる権利』と『守られる権利』について紹介します。

育まれる権利 名張市子ども条例 第11条

みんなから大切にされ、自分の成長にあった勉強をすることができます。遊んだり、好きなことをしたり、ゆっくり休むこともできます。

- ・愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で育まれます。
- ・自分の気持ちや考え方を聞いてもらえます。
- ・個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受けられます。
- ・必要な休息、余暇または遊びの機会を得ることができます。

守られる権利 名張市子ども条例 第12条

いろんな暴力やいじめなどから守られます。秘密は守られます。

- ・どんないじめや差別も受けません。
- ・虐待や体罰などの暴力を受けません。
- ・たばこや薬物などの有害な環境から守られます。
- ・子どものプライバシーは守られます。

☆電話相談 電話番号：0800-200-3218(無料) 18歳以下の方
子どもに関することであれば、保護者の方からのご相談も承ります。

大人の方は 0595-63-3118 へお電話ください。

相談日時 月・火・木・金 8:30~17:15
水 10:30~19:00 (土・日・祝祭日 12/29~1/3 はお休みです)

☆メール相談 アドレス：kodomosoudan@city.nabari.lg.jp

迷惑メールとサーバーが判断した場合は届かないことがあります。また、相談室からの返信がスマホなどの設定で、受け取れないことがありますので、受信ができるように設定をお願いします。

また、返信については時間がかかることがありますので、急ぎで相談がある場合は、電話相談をしてください。

☆Web アンケート相談

QRコードを読み取りアンケート形式で相談できます。

Web アンケートでは、詳しい相談のやり取りはできませんが、Web アンケートで入力いただいたご希望の相談方法により、お返事いたします。



名張市子ども条例について詳しく知りたい方はこちら



困ったことや辛いことだけでなく、誰かに自分の気持ちを聞いてほしいと思ったら、「子ども相談室」に相談してください。秘密は必ず守ります。

次回は、「参加する権利」について紹介します。

11月に開催した「ばりっ子モール」についてもお知らせしますので、楽しみに！